

建築確認申請前の準備

1 公共下水道区域の確認 下水道課（企業庁舎 1 階）

公共下水道区域内の場合は、確認申請書（正）第一面に「公共下水道処理区域内」の押印を下水道課にて受けてください。

2 事前の手続き

☐ 「地区計画区域」 都市計画課

めいわ地区、千代田地区（3・4・5丁目）、池花地区、さつきヶ丘地区
鷹の台地区、鷹の台住宅地区、中央地区、和良比六方野地区、和良比三才地区、
もねの里地区、たかおの杜地区

上記の区域については、都市計画の区域内における行為の届出が必要になります。
受理された届出（副本）を確認申請書に添付してください。

☐ 「開発行為指導要綱」 都市計画課

開発行為に該当する場合は、事前協議が必要になります。

☐ 「都市計画施設」 都市計画課

都市計画法 53 条の許可申請等が必要な場合があります。

☐ 「市街化調整区域」 都市計画課

都市計画法に基づく手続きが必要な場合があります。

☐ 「土地区画整理事業区域」 市街地整備課

土地区画整合法 76 条の許可が必要になる場合があります。
その場合は許可通知書を確認申請書に添付してください。

☐ 「建築指導要綱」 建築課

共同住宅等、10 m を超える中高層建築物（用途地域によって対象となる高さが
異なります。）については、事前協議が必要になります。

☐ 「中高層建築物等に係る紛争の予防及び調整に関する条例」 建築課

中高層建築物（用途地域によって対象となる高さが異なります。）及び特定用途建築物
については、届出等が必要になります。

☐ その他必要に応じ別紙事務担当課に照会、協議等をお願いします。